

# 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

令和 8 年 3 月 1 9 日  
企画管理部教育総務課

## 1 改正理由

- (1) 令和 8 年度組織の見直し（第 17 条、第 20 条）
- (2) 千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の制定に伴う分掌事務の追加（第 19 条）
- (3) 千葉県立東金青少年自然の家の閉所に伴う所要の規程整備（第 39 条）
- (4) 千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管（第 42 条）

## 2 改正内容

### (1) 令和 8 年度組織の見直し

以下の見直しのため、所要の規定整備を行う。

- ①学習指導課  
総文祭準備班を新設する。
- ②保健体育課  
高校総体準備班を高校総体推進室へ改組する。
- ③児童生徒安全課、保健体育課  
児童生徒安全課の安全班を保健体育課に移管する。

### ●第十七条

2 次の表の上欄に掲げるそれぞれの部に当該中欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該下欄に掲げる室等を置く。

新			旧		
部名	課名	室名等	部名	課名	室名等
教育振興部	学習指導課	学力向上推進室、 教育課程指導室、 総文祭準備班、 ICT教育推進室	教育振興部	学習指導課	学力向上推進室、 教育課程指導室、 ICT教育推進室
	児童生徒安全課	生徒指導・いじめ 対策室、学校問題 解決支援班、不登 校児童生徒支援 室、人権教育班		児童生徒安全課	生徒指導・いじめ 対策室、学校問題 解決支援班、不登 校児童生徒支援 室、安全班、人権 教育班
	保健体育課	学校体育班、保健 班、安全班、給食 班、高校総体推進 室		保健体育課	学校体育班、保健 班、給食班、高校 総体準備班

### ●第二十条 教育振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
学習指導課 一～二十三 (略)	学習指導課 一～二十三 (略)
二十四 全国高等学校総合文化祭に関する こと。	(新設)
児童生徒安全課 一～五 (略)	児童生徒安全課 一～五 (略)
(削る。)	六 独立行政法人日本スポーツ振興センタ

	一災害共済給付に関すること。
(削る。)	七 教育機関の安全管理の総括に関すること。
六 人権教育に係る企画及び連絡調整に関すること。	八 人権教育に係る企画及び連絡調整に関すること。
七 学校教育における人権教育に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。	九 学校教育における人権教育に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
八 千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付条例の施行に関すること。	十 千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付条例の施行に関すること。
九 千葉県いじめ対策調査会に関すること。	十一 千葉県いじめ対策調査会に関すること。
十 千葉県子どもと親のサポートセンターに関すること。	十二 千葉県子どもと親のサポートセンターに関すること。
保健体育課 一～六 (略)	保健体育課 一～六 (略)
七 独立行政法人日本スポーツ振興センター 一災害共済給付に関すること。	(新設)
八 教育機関の安全管理の総括に関すること。	(新設)
九 学校保健等及び体育に関する国庫補助に関すること。	七 学校保健等及び体育に関する国庫補助に関すること。
十 学校給食関係団体の育成に関すること。	八 学校給食関係団体の育成に関すること。
十一 体育指導者の育成に関すること。	九 体育指導者の育成に関すること。
十二 千葉県公立学校職員健康審査会に関すること。	十 千葉県公立学校職員健康審査会に関すること。
十三 千葉県学校給食会に関すること。	十一 千葉県学校給食会に関すること。
十四 学校職員安全衛生委員会に関すること。	十二 学校職員安全衛生委員会に関すること。
十五 全国高等学校総合体育大会に関すること。	十三 全国高等学校総合体育大会に関すること。

## (2) 千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の制定に伴う分掌事務の追加

理数系人材の育成等、緊要性のある取組等を実施するにあたり、国の補助金を活用して新たに基金を造成するため、令和8年2月議会において「千葉県高等学校等教育改革促進基金条例」を制定することとなった。

それに伴い、教育政策課の分掌事務に本基金に係る業務を追加する。

### ●第十九条 企画管理部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
教育政策課 一～十四 (略)	教育政策課 一～十四 (略)
十五 千葉県高等学校等教育改革促進基金 に関すること。	(新設)
十六 キャリア教育に関すること。	十五 キャリア教育に関すること。

十七 広報及び広聴に関すること。	十六 広報及び広聴に関すること。
十八 教育行政に係る相談に関すること。	十七 教育行政に係る相談に関すること。
十九 千葉県産業教育審議会に関すること。	十八 千葉県産業教育審議会に関すること。

### (3) 千葉県立東金青少年自然の家の閉所に伴う所要の規程整備

千葉県立東金青少年自然の家の文言を削る。

●第三十九条 教育委員会の所管に属する教育機関は、県立学校のほか、次のとおりである。

新	旧
教育委員会の所管に属する教育機関は、県立学校のほか、次のとおりである。	教育委員会の所管に属する教育機関は、県立学校のほか、次のとおりである。
一 さわやかちば県民プラザ	一 さわやかちば県民プラザ
二 千葉県立中央図書館	二 千葉県立中央図書館
三 千葉県立西部図書館	三 千葉県立西部図書館
四 千葉県立東部図書館	四 千葉県立東部図書館
五 千葉県総合教育センター	五 千葉県総合教育センター
六 千葉県子どもと親のサポートセンター	六 千葉県子どもと親のサポートセンター
七 千葉県立手賀の丘青少年自然の家	七 千葉県立手賀の丘青少年自然の家
八 千葉県立水郷小見川青少年自然の家	八 千葉県立水郷小見川青少年自然の家
(削る。)	九 千葉県立東金青少年自然の家
九 千葉県立君津亀山青少年自然の家	十 千葉県立君津亀山青少年自然の家
十 千葉県立鴨川青少年自然の家	十一 千葉県立鴨川青少年自然の家

### (4) 千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管

千葉県産業教育審議会の庶務業務を学習指導課から教育政策課に移管する。

●第四十二条 教育委員会の所管に属する附属機関及びその庶務を処理する機関は、次の表のとおりである。

新		旧	
附属機関名	庶務を処理する機関名	附属機関名	庶務を処理する機関名
千葉県産業教育審議会	教育政策課 企画管理部	(新設)	
千葉県生涯学習審議会	生涯学習課	千葉県生涯学習審議会	生涯学習課
(削る。)		千葉県産業教育審議会	学習指導課
千葉県教科用図書選定審議会	学習指導課	千葉県教科用図書選定審議会	
千葉県いじめ対策調査会	児童生徒安全課	千葉県いじめ対策調査会	児童生徒安全課
千葉県公立学校職員健康審査会	保健体育課	千葉県公立学校職員健康審査会	保健体育課
千葉県文化財保護審議会	文化財課	千葉県文化財保護審議会	文化財課
千葉県図書館協議会	千葉県立中央図書館	千葉県図書館協議会	千葉県立中央図書館

## 3 施行期日

令和8年4月1日

※上記2(2)については、公布日(令和8年3月23日)施行